

平成 24 年 8 月 16 日  
NPO 法人全国引きこもり KHJ 親の会（家族会連合会）  
代表理事 池田佳世 副代表理事 中垣内正和  
〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 3-4-4  
TEL 03-5944-5250 FAX 03-5944-5290  
MAIL info@khj-h.com

## 大阪地裁「30 年ひきこもり発達障害男性に対する判決」に抗議する

平成 24 年 7 月 30 日、大阪地裁刑事第 2 部は、発達障害（アスペルガー症候群）を持つ 30 年ひきこもり男性による姉殺害事件において、「十分な反省に至っていない」「社会復帰による再犯の危険性が高い」「家族が同居を断っている」「アスペルガー症候群の受け皿がなんら用意されていないし、その見込みもない」「できる限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要がある」「そうすることで社会秩序の維持にも資する」という判決理由から、検察の懲役 16 年の求刑を上回る懲役 20 年の判決を男性に言い渡した。

発達障害とくにアスペルガー症候群は、ここ 10 年で社会的理解が極めて少なかった精神疾患として注目されるようになり、生来性の脳器質疾患であること、対人関係機能が欠落する疾患であること、そのために思春期、青年期、就職期などの「社会との出会い」において大きな困難を抱えること、不登校やひきこもりの 3 割近くを占めることなどが明らかになってきた。

ひきこもり家族の唯一の全国組織である「全国引きこもり KHJ 親の会」は、1998 年以来、ひきこもり家族の抱える様々な問題に取り組んできた。その中で、親の会はとくに、長期化・高年齢化ひきこもりに対する福祉対応の必要性を訴えてきた。しかし、厚生労働省ガイドライン（2010）をみても、ひきこもりは 30 歳台までの扱いとなっており、不登校・ひきこもりから持ち上がって 40 歳台に達した者や 40 歳台以降に発症した者への対応は真空地帯のままである。長期化・高年齢化したひきこもりは、基礎疾患の有無を問わず、20~30 年という長期を社会とのつながりのない極限状態・無支援状態のまま、家族に委ねられ放置されてきた。それが二次性妄想や慢性的なうつ、人格障害化、栄養障害化の進行など当事者の重篤な心身の問題を惹起して、今回のような悲劇につながることもありうる。

判決は、このように社会的支援が必要な状況にある重篤なひきこもりの男性に対して、可能な限り長期間刑務所に収容して反省・悔悛を促すとす

る極めて非人道的なものである。しかも、判決は、近年の刑期修了した精神障害者に対する地域生活定着支援センター、地域発達障害支援センターの設置や精神科病院、民間団体の尽力などの社会的動きに一切目を向けていない。社会的秩序の維持だけを主眼とする判決は、他団体が抗議するように、予防拘禁・保安処分そのものといえる。判決は、判例として発達障害を始め他の精神疾患や重篤なひきこもりに対する重罰化を招く可能性を有する。これは精神障害を有する当事者や家族と、ひきこもりの当事者や親家族に絶望感を与え、ひきこもりや精神疾患に対する社会的偏見をさらに強め、支援やノーマライゼーションに取り組む幅広い社会の動きに打撃を与えるものである。そしてそれは、人として生まれてきて、生きて良いという生存権を損なうものである。本人が悪いか、環境・社会が悪いかを考えていただきたい。

今回の判決は、男性が発達障害であることを認めるとしながら、発達障害者特有の症状が犯行に影響したことを全く無視している。また、30年に及ぶひきこもりによってもたらされた異常心理状態を無視し、刑法・民法に規定された「責任能力の限定」(心神耗弱)規定を否定して、検察の求刑を上回る懲役の最大期間を適用した。これは、ひきこもりを合併した精神障害者に対する重大な人権侵害であり、断固として認めることはできない。全国引きこもり KHJ 親の会は、この不当判決に強く抗議するものである。  
(了)